

令和 8 年（行サ）第 80 号 人口比例選挙請求上告事件

上 告 人 鶴本 圭子 外 116 名

被上告人 東京都選挙管理委員会 外 10 名

令和 8 年 7 月 30 日

上告理由書 (2)

【令和 5 年大法院判決(参)は、『令和 4(2022)年参院選(選挙区)は、「**較差の更なる是正**」が必要であり、**正当な選挙ではない**』と判断している】

最高裁判所 御中

上告人ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久 保 利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 黒 田 健 二

同 弁護士 江 口 雄 一 郎

同 弁護士 森 川 幸

同 弁護士 山 中 眞 人

同 弁護士 平 井 孝 典

同 弁護士 多 田 幸 生

目次

I 【憲法前文が憲法本文の各条項の解釈基準の一つであることは、争いがない】	1
II 【〔憲法改正の国会発議〕憲法 96 条 1 項の「各議院の総議員の 2/3 以上の賛成」の解釈】	1
III 【 <u>解釈基準</u> としての「正当に選挙された国会における代表者」】（本書 2 頁）.	2
IV 【2025 年参院選（選挙区）当選議員は、憲法前文第 1 項第 1 文冒頭の「正当に選挙された国会における代表者」に該当しない】（本書 3 頁）	3
V 【歴史的な 6 高裁判決】（本書 4～5 頁）	4
VI 【裁判官は、憲法を守るゴールキーパー】 （憲法 99 条（裁判官の憲法尊重擁護義務））（本書 5～8 頁）	5

I 【憲法前文が憲法本文の各条項の解釈基準の一つであることは、争いがない】

平成 7（1995）年、政府委員（大出内閣法制局長官）は国会で、『憲法前文が憲法本文の各条項の解釈基準の一つである』旨答弁した（甲 27）。

従って、【憲法前文が憲法本文の各条項の解釈基準の一つであること】は、

原告・被告（日本政府）間で、**争いがない。**

II 【〔憲法改正の国会発議〕憲法 96 条 1 項の「各議院の総議員の 2/3 以上の賛成」の解釈】

1 憲法 96 条 1 項は、「①この憲法の改正は、各議院の総議員の 2/3 以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。（略）」（強調 引用者）と定める。

上記の「各議院の総議員の 2/3 以上の賛成」（強調 引用者）は、憲法前文第 1 項第 1 文冒頭の「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」の定めを解釈基準として解釈すると、「各議院の総議員（＝総「正当に選挙された国会における代表者」）の 2/3 以上の賛成」と同義である。

2 2025 年参院選（選挙区）当選議員は、下記Ⅲ1～3（本書 2 頁）記載のとおり、**「正当に選挙された国会における代表者」に該当しないので**、来春に行われる可能性のある憲法改正の**国会発議**での当該当選議員の投票は、憲法前文第 1 項第 1 文冒頭の**「正当に選挙された国会における代表者」を解釈基準として解釈適用されるべき、憲法 96 条 1 項違反**である。

III 【**●●●●**解釈基準としての「正当に選挙された国会における代表者」】（本書 2 頁）

1 最大判令和 5（2023）年 10 月 18 日（参）（以下、令和 5 年大法廷判決（参））は、2022 年参院選（選挙区）について、「**較差の更なる是正を図ること等は喫緊の課題というべきである**」旨判示している（民集 77 卷 7 号 1669 頁 甲 9）。

2 2025 年参院選（選挙区）の区割規定は 2022 年参院選（選挙区）のそれと同一であり、議員 1 人当たり有権者数較差は 1 対 3.13 であった。

3 令和 5 年大法廷判決（参）の判示に**●●●●**照らして、2022 年参院選（選挙区）の選挙区割と同一の選挙区割である 2025 年参院選（選挙区）で当選した議員は、憲法前文第 1 項第 1 文冒頭（「日本国民は、**正当に選挙された国会における代表者**を通じて行動し、」）の「**正当に選挙された国会における代表者**」に該当しないと解される。

なぜならば、もし仮に、当該選挙が正当な選挙である
とすると、「**較差の更なる是正**」（民集 77 卷 7 号 1669 頁）が求め
られることなどあり得ないからである。

別言すれば、令和 5 年大法廷判決（参）が「**較差の更
なる是正**」を求めている以上、令和 5 年大法廷判決（参）
は、当該選挙は、**正当な選挙ではない**と判断してい
ると解される。

（以下 余白）

Ⅳ 【2025 年参院選（選挙区）当選議員は、 憲法前文第 1 項第 1 文冒頭の「正当に選挙さ れた国会における代表者」に該当しない】

（本書 3 頁）

1 2025 年参院選（選挙区）について、**全 16 高裁判決**（①福岡高裁：②広島高裁（補助参加）；③仙台高裁；④札幌高裁；⑤広島高裁岡山支部；⑥仙台高裁秋田支部；⑦広島高裁；⑧名古屋高裁金沢支部；⑨広島高裁松江支部；⑩福岡高裁那覇支部；⑪福岡高裁宮崎支部；⑫東京高裁；⑬東京高裁（補助参加）；⑭大阪高裁；⑮名古屋高裁；⑯高松高裁）の内訳は、下記（1）～（3）のとおりである。

（1）**11 高裁判決**（上記①～⑪）は、全て**違憲状態判決**である。

（2）残余の 5 高裁判決の中、上記⑫東京高裁判決（甲 12）、上記⑬東京高裁判決（補助参加）（甲 15）は、いずれも、『現状の選挙区割のままで次回選挙が行われれば、**違憲を免れない**』旨判示する。

上記⑭大阪高裁判決（甲 14）も、『現状の投票価値是正の立法措置が講じられないまま、次回選挙が行われる場合は、**今回と異なる判断もあり得る**』旨国会に対して強く警告している。

（3）最後に残る上記⑮名古屋高裁、上記⑯高松高裁も、**較差是正義務付き判決**である。

2 即ち、**全 16 高裁判決**が全て、少なくとも、『2025 年参院選（選挙区）は、**投票価値の不均衡の是正が未達成**であり、**投票価値の不均衡の是正が必要**である』旨判示している。

全 16 高裁判決の同判示に照らしても、上記Ⅲ3（本書 2 頁）の議論が立つ。

V【歴史的な 6 高裁判決】（本書 4～5 頁）

1 2025 年参院選（選挙区） 人口比例選挙請求裁判で、**6 高裁判決**（上記 IV1 ①～⑥）は、『**本件選挙が正当な選挙であることに疑問符が付く**』旨判示した（上告理由書(3) 第 2 部 2-1 7～10 頁参照）。

更に、**6 高裁判決**（上記 IV1 ①～⑤；⑫）は、同選挙に関し、『**憲法は投票価値の平等を要求する**』旨判示した（上告理由書(3) 第 2 部 3-1 12～15 頁参照）。

2 1つの国政選挙につき、上記 1 記載のとおり、**6 高裁判決**が『**本件選挙が正当な選挙であることに疑問符が付く**』旨判示し、かつ **6 高裁判決**が『**投票価値の平等が憲法の要求である**』旨判示（人口比例選挙判決）したことは、

日本史上初

である。

3 2025 年、1つの国政選挙につき、各 **6 高裁判決**が上記 1 記載の判決を言渡したことにより、1945 年（終戦）以降 81 年経過して、ようやく、

● 非人口比例選挙の **国会議員主権国家** から脱皮して、

人口比例選挙の **国民主権国家**（＝有権者が、その総投票数の

●●●
過半数で、国会議員を通じて首相を決定する国家）の誕生に向けて、

歴史が動き始めた可能性がある。

4 現内閣、自民党議員等の現状の国会活動に照らして、来春の憲法改正の国会
発議（甲 132 参照）での、（上記Ⅳ1①～⑥の 6 高裁判決が『正当な選挙で
あることに疑問符が付く』旨判示した）2025 年参院選（選挙区）の当選議員
の投票は、憲法前文第 1 文冒頭の「正当に選挙された国会における代表者」
の解釈基準として解釈適用されるべき、憲法の予定していない、

憲法 96 条 1 項違反である。

Ⅵ 【裁判官は、憲法を守るゴールキーパー】 （憲法 99 条（裁判官の憲法尊重擁護義務））（本書 5～8 頁）

1 **裁判官**は、①**憲法 81 条**（「**最高裁判所**は、一切の法律、命令、規則又は
処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する**終審裁判所**であ
る。」）の**違憲立法審査権**；②憲法 76 条 3 項の「すべて裁判官は、（略）憲法
及び法律にのみ拘束される。」の定め；及び③**憲法 99 条（裁判官の憲法尊重
擁護義務）**により、

憲法を守るゴールキーパー（憲法の守護神）の行動を
することを**義務付けられている**。

2 2026 年 2 月 20 日、米連邦最高裁は、（連邦議会の承認なく発した、関税の
大統領令を**違憲無効**と判決した）米連邦地裁判決及び米連邦高裁判決を
支持した（甲 127）。同判決に基づき 4 月に還付手続きが始まった。米政府に
よれば裁判対象の還付総額は利息を除いて 1,660 億米ドル（26 兆円）であり、
1 か月半でおおよそ半分（13 兆円）の還付が受理された（甲 138）。

米連邦裁判所は、**憲法を守るゴールキーパー（憲法の守護神）**の行動をして
いる。

3 (1) 2018 年、ロバーツ米連邦最高裁首席判事（現職）は、ミネソタ大学ロースクールの公開講演会で、

「米連邦大統領と米連邦議会は、国民のために発言する。

裁判所は、国民のために発言しない。

裁判所は、憲法のために発言する。」

と述べた（上告理由書(3) 第 3 部第 5、4 73～74 頁参照）。

(2) ロバーツ米連邦最高裁首席判事のこの言葉は、【裁判所が、**憲法を守るゴールキーパー（憲法の守護神）**であること】を的確に指摘する。

4 (1) 裁判所が**憲法を守るゴールキーパー（憲法の守護神）**であることは、米国でも、（日本国憲法 81 条が「**裁判所の違憲立法審査権**」を定め、99 条が「**裁判官の憲法尊重擁護義務**」を定める）日本でも、同じである。

(2) 現内閣及び自民党議員の国会活動の現状からみて、（上記 IV1（本書 3 頁）の 6 高裁判決が『**正当な選挙であることに疑問符が付く**』旨判示した）2025 年参院選（選挙区）の当選議員が、来春の憲法改正の国会発議で投票することが予想される。

5 (1) **裁判官は、憲法を守る**

ゴールキーパー

として、

(i) **憲法 99 条（裁判官の憲法尊重擁護義務）**、

98 条 1 項、81 条（裁判所の違憲立法審査権）、76 条 3 項、

56 条 2 項、1 条、前文第 1 項第 1 文前段、同第 2 文に基づき、
『2025 年参院選（選挙区）は違憲無効である』旨判決し、

(ii) (上記Ⅲ1～3 (本書 2 頁) 記載の令和 5 年大法廷判決 (参) の判示及び上記
Ⅳ1～2 (本書 3 頁) 記載の全 16 高裁判決の各判示に照らして、「正当に選
挙された国会における代表者」(憲法前文第 1 文冒頭) でな
い、2025 年参院選（選挙区）当選選員が、来春、憲法改正の国会発議で
投票するという、) 憲法前文第 1 文冒頭の「正当に選挙された国会におけ
る代表者」を解釈基準として解釈適用されるべき、憲法の予定していない、
憲法 96 条 1 項違反を止める
義務がある (但し、上告理由書 (1) 第 1 部 V 3 24～26 頁参照)。

同義務違反は、(もし、仮にあるとすれば、)

● ● ● ●
裁判官の

● ● ● ● ● ●
憲法 99 条違反

である。

(iii) **但し**、昭和 51 年大法廷判決（衆）は、『当該選挙の違憲無効判決は、選挙を遡って無効にすることなく、将来に向かって無効とする』旨判示する（民集 30 卷 3 号 251 頁 甲 1）。

従って、**最高裁の選挙無効判決が言渡されても、同判決前に成立済の全ての立法は有効であるので、社会的混乱は一切生じない。**

(2) 更に、**本件選挙**（令和 8 年衆院選（小選挙区））は、**上告理由書（1）**

第 1 部 I（同書 1～18 頁）、**II 1～3**（同書 19～20 頁）、**第 2 部**（同書 31～33 頁）記載の通り**違憲**であるので、**裁判官**は、上記（1）（本書 6～8 頁）と同じ理由により、『本件選挙は**違憲無効**である』旨判決する**義務を負う**。

以上